

衆議院法務委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 9 日（火）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）

- ・小泉法務大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）永岡桂子君（自民）、平林晃君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、寺田学君（立憲）、道下大樹君（立憲）、池下卓君（維教）、美延映夫君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

永岡桂子君（自民）

- （1） 親子交流が出来ないことを理由として養育費を支払わない親に対する本法律案の効果
- （2） 養育費の取決め協議への支援策及び法定養育費の額の在り方
- （3） 親子交流における子の安全確保のための手続及び費用の支援の在り方
- （4） 高等職業訓練促進給付金等の一人親家庭への支援策についてのこども家庭庁の考え方
- （5） 関係省庁等との連携を進めるための法務省のリーダーシップの在り方

平林晃君（公明）

- （1） QアンドA等を作成して改正法の趣旨及び内容を周知する必要性
- （2） 離婚直前の高葛藤の状況になる以前から子の養育に関する親ガイダンスの内容を情報提供する必要性
- （3） 離婚手続等における外国人配偶者に対する配慮の重要性
- （4） 財産分与請求権の請求可能期間の 5 年への伸長及び考慮要素を列挙する趣旨並びに期待される効果
- （5） 共同親権の導入に伴い離婚届の様式を改める必要性

鈴木庸介君（立憲）

- （1） 平成 23 年の民法改正から現在までの養育費の取決め率及び受給率の推移並びにその評価
- （2） 上記（1）の評価にもかかわらず養育費に関する規定を改正する理由
- （3） 法定養育費
 - ア 高等学校在学中の子について成年に達したときを終期とすることの妥当性
 - イ 改正法の施行日前に離婚した父母が請求できないことの妥当性
- （4） 養育費債権の先取特権
 - ア 先取特権を付与する理由及び付与により期待される効果
 - イ 先取特権が付与される額を「子の監護に要する費用として相当な額」に限定した理由
 - ウ 「子の監護に要する費用として相当な額」
 - a 具体的な支給水準
 - b 先取特権が付与される額と法定養育費の額が異なる理由
 - c 法務省令で一律に定めることとした理由
 - d 法務省令で定めるに当たっての個別事情の考慮の必要性
 - e 今後の見直しの方針
- （5） 養育費の公的機関による立替払い制度
 - ア 地域間格差の解消に向けて国が全国一律に立替払いの取組を支援する必要性
 - イ 法務省における検討状況
 - ウ 国による立替払い制度の導入についての法務大臣の見解

- (6) 最高裁判所における養育費の標準算定基準の見直しの検討状況
- (7) 民事執行法の改正
 - ア 養育費の支払いの履行確保に係るこれまでの法改正の効果及び現状の課題
 - イ 改正法による民事執行手続の申立ての負担軽減についての法務大臣の見解

寺田学君（立憲）

- (1) 改正民法第 819 条第 7 項における父母の一方を親権者と定めなければならない場合
 - ア 裁判所が「父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」の困難性を判断する時期
 - イ 上記アは審判の時点で判断されるかの確認
 - ウ 上記アの判断が離婚後の父母の関係性を見越して行われることの確認
 - エ 上記アの困難性が認められない場合の例
 - オ 上記エの場合でも単独親権となる可能性
 - カ 本項は単独親権になる場合の例示であることの確認
 - キ 困難とされる具体的なケースを示す必要性
 - ク 互いへの非難であっても「最低限のコミュニケーション」に該当する可能性
 - ケ 子のための話し合いができる環境が「最低限のコミュニケーション」であることの確認
 - コ 父母相互間の人格尊重義務の重要性
 - サ 互いに犯罪者と言いつく関係が人格尊重義務に反する可能性
 - シ 相手を略取誘拐と指弾することが人格尊重義務違反に当たる可能性
 - ス DVのおそれ等が無い場合でも直ちに共同親権とならないことの確認
 - セ 養育費を支払っていれば直ちに共同親権が認められるという認識の不当性
 - ソ 本項がフレンドリーペアレントルールに基づいて父母間の協力義務を定めたものではないことの確認
- (2) 子連れ別居
 - ア 一方の親が子を連れて住所を変更した場合に略取誘拐罪で有罪になった事例
 - イ 子連れ別居が特段の事情があるとして「急迫の事情」に該当する具体例
- (3) 父母双方の合意がない中では裁判所がDV以外の要素も考慮して慎重に共同親権について判断を行う必要性

道下大樹君（立憲）

- (1) 4月3日の本委員会における参考人質疑を法務大臣が確認した方法
- (2) DV被害者の代表として出席した斉藤参考人の意見陳述及び質疑応答に対する法務大臣の所感
- (3) 立憲民主党が提案した法案修正の項目案に対する法務大臣の所見
- (4) ウォーラー・スタイン博士の面会交流に関する研究発表
 - ア 父母の協調に基づく面会交流の継続があれば離婚は必ずしも子の生育にとって悪影響を生じさせるものではないとする研究についての法務大臣の所見
 - イ 離婚後の父母の高葛藤な関係性の下での均一的な面会交流による子と同居親の生命身体への悪影響についての法務大臣の所見
 - ウ 裁判所の命令により厳密なスケジュールに従って行われる面会交流が子の成長に有害である点についての法務大臣の見解
 - エ 上記イ及びウの懸念の払拭に向けた法務大臣の決意
- (5) 単独親権の行使
 - ア 行政手続において地方公共団体が子の利益のための「急迫の事情」があると判断する基準の有無

- イ 「急迫の事情」に該当する例の周知を限定列举又は例示列举のいずれで行うかの確認
- ウ 子と同居親の転居の際の地方公共団体による他の共同親権者の同意の確認の要否
- エ 上記ウの判断に係る地方公共団体の責任の有無
- オ 本法律案の施行後に地方公共団体の条例や規則等の改正が必要となる可能性

池下卓君（維教）

- (1) 元夫に子を連れ去られた女性の悲痛な声を踏まえた法務大臣の本法律案に対する所感
- (2) 離婚後共同親権とした場合の監護の分掌事例を国民にわかりやすく例示する必要性
- (3) 家庭裁判所が監護の分掌について定める際の判断基準となるガイドラインを作成する必要性
- (4) 今回の法改正によって家庭裁判所の決定等が履行されない状況が改善される可能性
- (5) 親権の単独行使が可能となる「急迫の事情」及び「監護及び教育に関する日常の行為」の解釈の幅についての法務大臣の見解

美延映夫君（維教）

- (1) 父母の離婚後の子の養育の在り方に関する心理学及び社会学分野等の先行研究に関する調査研究報告書
 - ア 親子交流の有無及び頻度並びに宿泊の有無が子に及ぼす影響
 - イ 同調査の目的及び信頼性
- (2) DV等の場合を除き継続的な親子交流が子の利益に合致するとの見解についての法務大臣の見解
- (3) 親子交流の頻度について海外の調査を先行事例として参考にする必要性
- (4) 親権の決定
 - ア 一方親の高葛藤を理由に父母間で合意ができなかった場合に必ずしも単独親権とはならないことの確認
 - イ 親が夫婦間の問題と親子関係を切り離して考える能力を親権の決定の考慮要素に加える必要性
- (5) 諸外国の事例を研究して親講座の受講を促進していく必要性
- (6) 共同養育計画書の作成に向けた支援の取組
- (7) 本法律案における監護の分掌の定めと現行民法の親子交流等の規定により共同養育計画と同様の効果が期待できる可能性

本村伸子君（共産）

- (1) 子の意見表明権
 - ア 子の意見表明権の保障を本法律案に明記すべきとの意見についての法務大臣の見解
 - イ 15歳以上と15歳以下の子についてそれぞれ離婚時の親権等の判断に当たり家庭裁判所調査官が子の意見を聴取した件数
 - ウ 上記イの母数
 - エ 「声を聞かれにくい子」の意見表明権を保障する重要性についてのこども家庭庁の見解
 - オ 「声を聞かれにくい子」の定義並びに意見聴取時の配慮事項及びその重要性
 - カ 両親の離婚に当たりすべての子の意見を聞く必要性についての法務省及び最高裁判所の見解
 - キ 本法律案により子の意見聴取の状況が改善する可能性
 - ク 子の意見聴取が面会交流時の性虐待の防止につながる可能性
 - ケ 子の意見を聴取するための家庭裁判所における予算及び人員の充実に向けた計画の有無
- (2) 協議離婚
 - ア 一方の強い主張により共同親権を条件に離婚に応じた場合でも外形的には合意型の共同親権とな

る可能性

- イ 上記アの場合にはDV及び虐待が継続する可能性
- ウ 離婚後の単独親権への変更の申立てが当事者に大きな負担を強いることになる懸念
- エ 共同親権下で裁判に発展した場合は経済的に余裕のない親が不利になる可能性
- オ 上記エの場合に弁護士費用を国が負担する制度を創設する必要性
- カ 4月3日の本委員会における斉藤参考人の弁護士費用に関する発言についての法務大臣の受止め